付録第30B号のプランに区域分配を復活させる。

c)　取り消される割当てが改正した区域分配を変換した結果であるときは、取り消される割当てと同じ軌道位置と技術パラメータの区域分配を復活させるが、サービスエリアについては区域分配が復活される主管庁の領土とする。

d)　プランの区域分配及びリストの割当ての参照状況を更新する。

改　6.34　新規に提案又は変更された周波数の割当てが§6.31の期限又は§6.31の2の規定に基づき延長する場合はその期限までに、§6.23又は§6.25の規定に基づいてリストへ記入するための全ての要件を満たさない場合には、無線通信局は、国際周波数情報回章の特別節によって関連する特別節の取消しを公表する。

改　6.36　主管庁の領土上の6.35に定められている割当てが、無線通信局が6.1の規定に基づく関連の完全な情報を受領した後８年以内又は6.31の2による延長期間内に使用開始しなかった時でも、それらの割当ては、6.35の規定に基づく手続が適正に完了した直後の世界無線通信会議が終了するまでは、リストに保持される。

第８条　固定衛星業務のために計画された周波数帯の割当ての通告及び登録原簿への記録のための手続[11、12]

改　8.13　付録第４号の規定に基づき既に記録されている割当ての特性を変更する通告は、適宜、無線通信局によって§8.8及び§8.9の規定に基づいて審査されるものとする。使用が開始されているものとして通告及び確認が行われていた割当ての特性への変更は、変更の通告の日から８年以内に使用が開始されるものとする。通告されてはいるがいまだ使用開始に至っていない割当ての特性への変更は、第６条の6.1、6.31又は6.31の2に定められている期間内に使用が開始されるものとする。

改　8.16　使用が開始される以前に通告された全ての周波数の割当ては暫定的に登録原簿に記入されるものとする。本規定によって暫定的に記録された周波数の割当ては、いずれも6.1又は6.31の2で定められている期間の終了以前に使用が開始されるものとする。無線通信局は、通告主管庁から割当ての使用が開始されたとの通知がない限り、6.1又6.31の2により延長した期限終了の15日以前に、割当てが期限内に使用開始されたことの確認を求める注意喚起のための文書を送るものとする。無線通信局が、6.1又は6.31の2で定められている期間後30日以内に前述の確認を受け取らなかった場合には、登録原簿への記入を取り消すものとする。6.31の2の規定に基づいて延長が要求されたが、無線通信局が6.31の2の規定に基づく延長の条件を満たさないと判断した場合、無線通信局は判定結果を主管庁に通告し、登録原簿の記録を取り消さなければならない。

改　[1]　衛星通信網申請のコスト回収の実施に関する、改正された理事会決定482に基づき支払いが受領されない場合、無線通信局は、関係主管庁に通告した後、適宜、§6.7及び／又は§6.23に定められている公表及びそれに対応する§6.23及び／又は§6.25によるリストへの記入の取消しを行うとともに区域分配をプランに戻す。無線通信局は、このような措置を執ったことを全ての主管庁に通知し、公表で特定された通信網は、無線通信局及び他の主管庁によりもはや考慮されない。既に支払いが受領されている場合を除き、無線通信局は上述の理事会決定482に基づき支払期日の遅くとも２か月前までに通告主管庁に対し督促状を送付するものとする。決議第905(WRC-07)も参照。

改　[2]　決議第49(WRC-07、改)の規定が適用される。

改　[11]　衛星通信網申請のコスト回収の実施に関する、改正された理事会決定482の規定に基づき支払いが受領されない場合、無線通信局は関係主管庁に通告した後、§8.5及び§8.12で定められている公表及びそれに対応する§8.11による登録原簿への記入の取消しを行うものとする。無線通信局はこのような措置を執ったこと及びいずれの通告の再提出も新しい通告とみなされることを全ての主管庁に通知するものとする。既に支払いが受領されている場合を除き、無線通信局は上述理事会決定482に基づき支払期日の遅くとも２か月前までに通告主管庁に対し督促状を送付するものとする。決議第905(WRC-07)も参照。

改　[12]　決議第49(WRC-07、改)が適用される。

追　決議第11（WRC-12）　開発途上国における国際公衆電気通信業務を提供するための衛星軌道位置と付随する周波数スペクトルの利用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　世界各国が衛星通信を世界的規模で利用可能としなければならないという原則を国連総会決議1721（XVI）が表明していること。

b)　世界の元首及び政府首脳が、国連ミレニアム宣言（決議 A/RES/55/2）において、今日の最大の課題はグローバル化が世界の人々にとって前向きな力を与えるものとなるようにすることにあるとの信念を表明し、更に「新技術、特に情報通信技術の恩恵が、（中略）皆により享受できるようになること」を決議したこと。

c)　国連総会決議56/183が、世界情報社会サミット（WSIS）の開催を支持したこと。

d)　2003年12月にジュネーブで開催されたWSISの第一段階では基本宣言と行動計画が採択されたこと。

e)　ジュネーブ基本宣言では、「地域・国・地方の状況に適した、接続が容易で料金も妥当な、十分に開発された情報通信網の基盤及びアプリケーション、更に、可能な限りブロードバンド及びその他の革新的な技術の利用を拡大することが、諸国の社会経済的進歩及び全ての個人、地域社会並びに人々の福利を促進することとなる」ことが認識されていること。

f)　WSISが公共の利益の観点から規制的枠組みと国際的、公平、相互接続可能かつ非差別的な標準の関連性及び無線周波数スペクトル管理の重要性を認識したこと。

g)　ジュネーブ行動計画が、「遠隔地や人口が少ない地域などサービスが十分提供されていない地域に対する地球規模の高速衛星サービスの提供を促進する」ための行動を含んでいること。

h)　2009年５月に発行されたECOSOCへの事務総局長の報告が、「衛星業務がテレビジョン放送と隔離された過疎地域を結び付けるために非常に重要な役割を担い続けている」[1]ことを明確に認めていること。

i)　決議第15（WRC-03、改）が、宇宙無線通信の開発において、ITU-T、ITU-R、ITU-D及び連合の他の機関の仕事を構成国の主管庁への情報提供と支援のために最も効率的に利用できるか検討するよう、理事会に要請していること。

j)　情報格差の克服（すなわち、ユニバーサルアクセスを提供することにより、技術の